

# 令和2年度12月補正予算案（第10号追加分）の概要

## 予算編成の考え方

12月8日に閣議決定された国の経済対策を受けて新型コロナウイルスの感染拡大により生活が苦しい低所得のひとり親世帯を対象に臨時特別給付金を再支給するため、編成しました。

## 補正予算の規模

◆一般会計 64,490千円  
(補正後の予算額 71,350,190千円 当初予算比28.7%)

## 補正の概要

○ひとり親世帯臨時特別給付金支給に要する経費〔子育て支援課〕 補正額 64,490千円

国の補正予算（第2号）により支給された臨時特別給付金を再度支給する。（国庫10/10）

【支給額】 5万円（第2子以降1人につき3万円）

【支給対象】 ①～③合計 1,312人

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の受給者 1,245人
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 52人
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方 15人